

苫小牧市議会基本条例の解説



とま子ヨッパ
2019年4月

～ 開かれた議会を目指して ～

平成31年（2019年）4月

苫小牧市議会

目 次

前文	1
第1章 総則	
第1条 目的.....	2
第2条 基本理念	2
第2章 議会及び議員の活動原則	
第3条 議会の活動原則.....	3
第4条 議員の活動原則.....	4
第3章 議会運営	
第5条 委員会の運営.....	5
第6条 全員協議会	6
第7条 会派.....	6
第4章 市民と議会との関係	
第8条 広報広聴の充実.....	7
第9条 情報の公開	7
第10条 市民参加の促進.....	8
第5章 市長等と議会との関係	
第11条 議会への説明等.....	9
第12条 趣旨確認	10
第6章 専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備	
第13条 専門的知見の活用.....	11
第14条 議会事務局	11
第7章 補則	
第15条 条例の位置付け等.....	12
第16条 条例の見直し.....	12
附則	13

前文

苫小牧市議会は、日本国憲法に基づく地方自治制度^{※1}の二元代表制^{※2}の下、選挙により市民の負託を受けた議員の活動により運営され、本市の意思決定機関としての役割を担っている。

近年、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定及び自己責任の範囲は拡大しており、議会が市政に果たす役割は、ますます重要になっている。

このため、合議制^{※3}の議事機関である議会は、独任制^{※4}の執行機関である市長との健全な緊張関係を保持しながら監視機能、調査機能、政策形成機能等を最大限に発揮するとともに、開かれた議会とするために市民の声を常に聴き、市政に反映できるように機能強化に努めなければならない。

また、議会を構成する議員は、政治倫理を遵守し、誠実かつ公正に活動しなければならない。

苫小牧市議会は、これまで取り組んできた議会改革の更なる推進を図り、より一層、市民に開かれた議会を目指すことにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

議会の進むべき方向を再度確認し、この条例を制定するに当たっての役割及び決意を述べています。

【解説】

本条例の制定に至った背景を述べるとともに、議会と議員の役割をはじめとした本条例の内容を市民と共有することを通じて、議会改革の更なる推進を図り、より一層、市民に開かれた議会を目指すことにより、市民の福祉の向上と市政の発展に寄与するという、議会の決意を述べています。



- ※1 **地方自治**とは、地方公共団体が自らの判断と責任により、そこに居住する市民の意思に基づいて施政を行うことをいいます。
- ※2 **二元代表制**とは、市長と議会の議員を住民が直接選挙で選び、独任制の執行機関としての市長と、合議制の議事機関としての議会とのそれぞれが住民の信任を基盤として、独立・対等の立場で相互にけん制し、均衡を保つことにより適切な行政運営を図る制度をいいます。
- ※3 **合議制**とは、複数の人をもって機関を構成し、全会一致または多数決で意思を決定する制度をいいます。
- ※4 **独任制**とは、合議制に対して、1人をもって機関を構成し、意思を決定する制度をいいます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係その他の議会に関する基本的な事項を定め、より一層、市民に開かれた議会を目指すことにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

本条は、苫小牧市議会基本条例の目的を定めています。

【解説】

本条は、前文で掲げられた議会の決意などを踏まえ、これまで明文化されていなかった議会と議員の活動原則など、議会に関する基本的な事項を条例という形式で明確に規定し、市民との共通認識とすることにより、より一層、市民に開かれた議会を目指し、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを、本条例の目的として定めています。

(基本理念)

第2条 議会は、市民の負託を受けた議員で構成する市政における最高の意思決定機関として、議員の自由な討議のもと、公正かつ適正に審議を尽くすとともに、市民に開かれた議会を目指すことを基本とする。

本条は、議会が達成しようとする基本理念を定めています。

【解説】

本条は、議会がどのような機関であるかを明らかにし、議員の自由な討議のもと、公正かつ適正に審議を尽くすとともに、市民に開かれた議会を目指すという、議会が達成しようとする本条例の要となる基本理念を定めています。

～開かれた議会を目指して～

苫小牧市議会は、前文、第1条「目的」、第2条「基本理念」で規定しているとおり、市民に議会を身近に感じてもらうため、「開かれた議会を目指す」ことを第一に考え、より市民に議会の活動を理解してもらえる取組に努めます。



第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議案等の審議^{※5}及び審査^{※6}により、市の意思決定を行うこと。
- (2) 市政運営が適正に行われているか行政監視機能^{※7}を発揮すること。
- (3) 政策の立案及び提言に努めること。
- (4) 情報公開及び広報広聴を充実させ、市民への説明責任を果たし、市民参加の機会拡充に努めること。
- (5) 市民に分かりやすい議会の運営に努めること。

本条は、議会が活動する際の原則を定めています。

【解説】

本条は、本条例の目的を達成するために、議会が活動する際の5つの活動原則を定めています。

- (1) 議案等を本会議で審議することや、委員会で審査を行うことは、議決機関である議会の最も基本的な役割であり、第1号では、その議決により市の意思決定を行うことを定めています。
- (2) 第2号では、市長の行政執行について適正に行われているかどうかを確実に監視し、必要がある場合は是正する重要な役割を担っており、行政監視機能^{※7}を発揮することを定めています。
- (3) 第3号では、多様な市民の考えを代弁し、これらの声を踏まえて政策の立案や提言に努めることを定めています。
- (4) 第4号では、情報公開や広報広聴を充実させ、市民への説明責任を果たすことで、市政に対する市民の関心を高め、市民参加の機会拡充に努めることを定めています。
- (5) 第5号では、わかりやすい議会運営に努めることを定めています。苫小牧市議会はこれまでも、一問一答方式^{※8}の導入（平成29年度開始）など、分かりやすい議会運営に努めてきましたが、更なる取組に努めていきます。



※5 **審議**とは、議会の会議で提出された議案などについて説明を聞き、質疑し、討論をし、議員が賛否の意思表示をする表決といった一連の過程のことをいいます。

※6 **審査**とは、委員会において、付託を受けた議案、陳情などを論議し結論を出す過程のことをいいます。



- ※7 **行政監視機能**とは、市政運営が適正に行われているかをチェックする議会の機能のことをいいます。また、調査機能、政策形成機能とは、政策研究や調査を行い、施策の立案を行う機能のことをいいます。
- ※8 **一問一答方式**とは、議会の会議で、議員が質問をする際、1つの項目ごとに質問し、その都度答弁をする方式のことをいいます。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政全体を見据えた視点に立ち、市民の意見及び要望を的確に把握すること。
- (2) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (3) **政治倫理**を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。
- (4) 日常の調査及び研修により、自らの資質の向上に努めること。

本条は、議会を構成する議員が活動する際の原則を定めています。

【解説】

本条は、議員が活動する際の4つの活動原則を定めています。

- (1) 第1号では、二代表制の下、議会が市民の多様な意見等を市政に反映することができる合議体としての特性を最大限に生かすため、議員は、市政全体を見据えた視点に立ち、市民の意見と要望を的確に把握することを定めています。
- (2) 第2号では、本会議や委員会において、市政の課題をどのように議論したかなどの活動について、市民に正確に理解していただくため、その経過と結果を情報提供することにより、説明責任を果たすことを定めています。
- (3) 第3号では、議会への市民の信頼を確保するため、政治倫理を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行することを定めています。
- (4) 議員には、政策立案や議案審議を通じて、市民が求めることを実現する能力が必要とされており、第4号では、常日頃から市政課題に関する調査や研修を行い、自らの資質の向上に努めることを定めています。



- ※9 **政治倫理**とは、市民の代表者として公平・公正に行動するために議員が持たなければならない規範で、市政に携わる者として、地位による影響力を不正に行使しないなどの道徳心をいいます。

第3章 議会運営

(委員会の運営)

第5条 委員会は、市政に関する課題についての的確に対処するため、効率的かつ専門的に議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行うものとする。

本条は、議会に置かれる委員会について、その活動のあり方等について定めています。

【解説】

委員会は、議会が意思決定機関として合理的な活動を行うため、議会の構成員たる議員の一部をもって構成される会議体によって、より効率的・専門的に審議活動を行うことを目的として条例で設置することができるものであり、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。

本条では、市政に関する課題についての的確に対処するため、議案等の審査や所管事項に関する事務の調査を効率的かつ専門的に行うことを定めています。

議会は、「苫小牧市議会委員会条例」により次の委員会を設置しています。

常任委員会	本会議から付託された議案等の審査や、その部門に属する市の事務に関する調査等を行うため、常設される委員会です。
議会運営委員会	議会の運営方法について、調査・協議等を行う委員会です。
特別委員会	特定の問題の調査・審査を行うために必要に応じて設置される委員会です。



常任委員会は現在、次の4つの委員会があり、全ての議員がいずれかの委員会に所属しています。なお、委員会は次の組織の所管事項について、審査や調査を行います。

「総務委員会」……………総合政策部、総務部、財政部、会計課、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員

「厚生委員会」……………市民生活部、環境衛生部、福祉部、健康こども部、市立病院

「文教経済委員会」…産業経済部、教育委員会、農業委員会

「建設委員会」……………都市建設部、上下水道部



特別委員会は現在、次の2つの委員会があり、正副議長を除く全ての議員がいずれかの委員会に所属しています。

「総合開発特別委員会」、「安全・安心及び市民ホールに関する特別委員会」
また、当初予算や決算を審査する際にも設置され、その他必要に応じて設置される場合もあります。

「予算審査特別委員会」、「決算審査特別委員会」

(全員協議会)

第6条 議長は、市政に関する課題で、特に全ての議員で協議すべきであると判断したものについて全員協議会を開催し、協議することができる。

本条は、市政に関する課題について、全ての議員で協議する全員協議会について定めています。

【解説】

議会では、市政に関する課題について、必要に応じて各常任委員会において所管事務の調査をすることにより、執行機関から報告を受け、その際には質疑を行っています。

しかし、こうした課題のうち、常任委員会に所属する一部の委員ではなく全議員で協議する必要があると、特に議長が判断した案件については、全員協議会を開催し、協議することができることを定めています。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、理念、政策等を共有する議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、議会運営、政策形成等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

本条は、議会活動を円滑に行うための会派について定めています。

【解説】

会派は、平成24年の地方自治法の改正において政務活動費の支給対象として規定されていますが、用語に関する定義はされていないため、本条において、会派の役割を規定するものです。

第1項では、議員は、議会活動を円滑に実施するため、理念・政策等を共有する議員をもって会派を結成することができることを定めています。

第2項では、会派は、議会の意思決定を行う上で、必要に応じて、会派の代表者により会派間の調整を行い、議会としての合意形成に努めることを定めています。

第4章 市民と議会との関係

(広報広聴の充実)

第8条 議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信並びに市民の意見の把握に努め、広報広聴の充実を図るものとする。

本条は、広報及び広聴機能の充実について定めています。

【解説】

本条では、多様な広報や広聴手段を活用し、議会活動について情報を広く公開し、自ら発信し、さらに市民の意見の把握に努めるとともに、市民と議会との接点として広報及び広聴の充実を図ることを定めています。

なお、苫小牧市議会として、議会活動に関する様々な情報を積極的に公開、発信する方法やそれを実施するための体制について検討していくこととします。



市議会を身近に感じてもらえるように、次のことに取り組んでいます。

「市議会生中継配信・録画中継配信（平成 15 年 9 月開始）」

「市議会だより（平成 24 年 11 月創刊）」

「議場コンサート（平成 28 年度開始）」

「市議会フェイスブック（平成 29 年度開始）」

「本会議傍聴者へのとまちょップポイントプレゼント（平成 29 年度開始）」

(情報の公開)

第9条 議会は、会議等及び当該会議等に係る資料を原則公開とし、市民との情報の共有に努めるものとする。

2 議会は、会派に交付される政務活動費が適正に執行されていることを示すため、その用途及び成果を公開するものとする。

本条は、会議等やそれに係る資料を原則公開するとともに、政務活動費の用途や成果を公開することを定めています。

【解説】

第1項では、会議等は、傍聴、インターネット中継など、様々な方法により、原則公開することを定めるとともに、会議等で使用した資料を公開することを定めています。

第2項では、議会活動の活性化を図るため、地方自治法第100条第14項に基づき交付される政務活動費について、用途や成果を公開することを定めており、全ての領収書をインターネットで公開（平成28年度分から）しています。

(市民参加の促進)

第10条 議会は、市民の意見及び知見を審議、審査又は調査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等を活用するものとする。

2 議会は、^{※10}請願及び^{※11}陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、提出者に意見を述べる機会を与えるものとする。

本条は、より開かれた議会を目指し、議会に関する市民参加を促進するため、市民意見や知見の把握、請願や陳情の位置づけを定めています。

【解説】

第1項では、市民の意見や専門的知識等を議会の審議等に反映するため、地方自治法に定められた公聴会及び参考人の制度を積極的に活用していくことを定めています。

第2項の請願及び陳情は、市民が議会に対し直接提案・要望を行う行為であり、市民の声を議会に直接届ける貴重な機会です。文書により、議会に提出された請願及び陳情は、所管の委員会に付託されます。委員会はその内容に基づいて審査することを基本としています。このため、第2項では、請願及び陳情を市民からの幅広い提案や意見と位置付けており、苫小牧市議会では、提出者に委員会で趣旨や説明などの意見を述べる機会を設けています。



※10 **請願**とは、憲法や請願法に基づく市民の権利であり、一定の事項について、議員の紹介により、その実情を訴えることで、国又は地方公共団体などに対して何らかの措置などを求めることをいいます。提出されたものは、所管の委員会で慎重に審査され、本会議で採択か不採択になります。

※11 **陳情**とは、議員の紹介がないものをいい、法律上、明確な規定はありませんが、苫小牧市議会では、請願に準じて取り扱われます。

第5章 市長等と議会との関係

(議会への説明等)

第11条 議会は、市長その他の執行機関及びこれらの執行機関の事務を補助する職員（以下「市長等」という。）が政策を提案した場合には、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

2 市長等は、前項の求めに応じ、議会に対しその説明を適時かつ適切に行うよう努めるものとする。

3 市長等は、政策の作成又は変更に当たっては、その政策に関連する議会の決議等の政策提言及び意見表明の趣旨を尊重するものとする。

本条は、議案等の審議において、市長等が議会に対して行う説明のあり方等を明記するとともに、議会の決議に含まれる政策提言や意見表明の趣旨を尊重するよう定めています。

【解説】

議会が市長等の事務事業の監視を行い、政策立案や政策提言をするためには、市長等が有する各種事務事業に関する情報を的確に把握し、有効に活用する必要があります。

地方自治法上、議会が市長等に資料の提出等を求めることができる機会としては、地方自治法第98条第1項による検閲検査権と地方自治法第100条による調査権を行使する場合がありますが、政策の提案に係る議会からの説明請求に関する規定はありません。

そのため、これまで市長等から情報提供のあった対応について、今後も、適切に行われるよう、議会からの必要に応じた説明の求めに対して、市長等が適切に対応するよう努めることを定めています。

第1項では、市長等が提案する政策については、論点を整理し審議を深めるため、必要な情報を明らかにするよう求めることができることを定めています。

第2項では、第1項の求めに応じ、その説明を適時かつ適切に行うように努めることを定めています。

第3項では、市長等は政策の作成又は変更に当たり、それらに関連する決議に含まれる議会の政策提言や意見表明の趣旨を尊重することを定めています。



※12 **決議**とは、法律的效果を持つ議決と異なり、議会の意思を表明することをいいます。また、議決とは、表決の結果得られた議会の意思決定のことをいい、条例の制定や予算の決定などがあります。

(趣旨確認)

第12条 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から^{※13}質疑又は^{※14}質問を受けたときに、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対しその趣旨を確認するための発言をすることができる。

本条は、議員が行う質疑や質問について、市民に対しわかりやすく、効果的な質疑応答を行うため、市長等がその趣旨を確認することができることを定めています。

【解説】

本条は、答弁を行う者は、議員から質疑や質問を受けたときに、本会議や委員会の場において議長や委員長の許可を得て、当該議員に対しその趣旨を確認することができることを定めています。答弁を行う者に対して趣旨確認をできるようにすることにより、論点が明確になり、市民に対してわかりやすく、また、掘り下げた議論が期待できます。



※13 **質疑**とは、議題となっている議案などについて、疑義をたずねるための発言のことをいい、議案などの不明確な点を明らかにするためにいきます。

※14 **質問**とは、議案とは関係なく市政全般について、現在の状況や方針・計画等について聞くことをいいます。

第6章 専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備

(専門的知見の活用)

第13条 議会は、議案の審議及び審査又は市の事務に関する調査のため必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験者等を活用するものとする。

本条は、地方自治法上の制度である専門的知見の活用について定めています。

【解説】

専門的事項に関する調査を行うに当たっては、従来から公聴会や参考人の制度がありましたが、これらはあくまで意見聴取にとどまっていた。このため、議会における審議の充実と政策形成機能の強化を図るため、平成18年の地方自治法改正により専門的知見の活用の規定（地方自治法第100条の2）が追加され、議案の審議、審査又は市の事務の調査に関して、議会の議決を経て、学識経験者等に専門的な調査をさせることができるようになりました。

本条では、この制度を活用していくことを定めています。

(議会事務局)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案を補助し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

本条は、議会事務局の機能の強化と組織体制の整備について定めています。

【解説】

議会事務局は、地方自治法第138条第2項により議会に設置できると規定されています。議会では、苫小牧市議会事務局設置条例等に基づき、議会事務局を設置し、議長の指揮監督のもとで事務局長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務を行っています。

二元代表制の一翼を担う議会は、その政策立案、政策提言能力を向上させ、その機能をより一層充実させることが求められており、議会の庶務的業務や議長及び議員の職務を補助する組織として設置された議会事務局の役割も増大しています。このため、議会事務局も従来の庶務的機能や補助的機能、さらには調査や政策法務等の機能の強化を図り、組織体制の整備に努めることを定めています。

第7章 補則

(条例の位置付け等)

第15条 議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図るよう努めなければならない。
2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

本条は、議会に関する他の条例、規則等を制定又は改廃する場合の、この条例の尊重義務と本条例の理念を浸透させるための研修について定めています。

【解説】

本条では、この条例の位置付けについて明らかにしています。

第1項では、議会に関する例規等の制定又は改廃に当たり、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図るよう努めることを定めています。

なお、現行法においては、この条例と他の条例との効力の優劣をつけることはできませんが、制定目的と規定内容から、この条例が議会に関する例規等の中において優位性をもつ必要があります。したがって、議会に関する他の条例、規則及びその他の議会運営に関する規程を制定したり、改廃したりする場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。

また、この条文の趣旨から、議会に関する他の条例、規則及びその他の議会運営に関する規程を解釈する場合においても、この条例の内容を尊重しなければなりません。

第2項では、議会として議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行うことを定めています。

(条例の見直し)

第16条 議会は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

本条は、この条例の施行の状況についての検討を加え、4年を超えない期間で条例の見直しを行うことを定めています。

【解説】

条例は、施行後、所期の目標が達成されているか、定期的に見直すことが必要です。また、この条例では議会における基本的な事項を定めていますが、社会情勢の変化や市民から寄せられた意見等を踏まえ、議会としてこの条例の施行状況を把握、検討していくことが大切です。

本条では、このような意味から、時代の要請に応え、社会情勢の変化に対応することができる条例とするため、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づき必要な見直しを行うことを定めています。

(附則)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

条例の施行日を平成31年4月1日とし、本条例の規定の効力を現実に発動させることを定めています。